

# 第271回一関市教育委員会定例会

日時 令和6年12月24日（火）

午後1時30分から

場所 花泉支所東大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- 議事日程第1 議案第26号 一関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議事日程第2 議案第27号 一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令の制定について
- 議事日程第3 議案第28号 一関市立小中学校共同学校事務室設置規程の制定について
- 議事日程第4 議案第29号 一関市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第5 議案第30号 一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議事日程第6 議案第31号 一関市立小中学校学校評議員取扱規程を廃止する告示の制定について

## 3 報 告

- (1) 一関市議会定例会114回12月通常会議（一般質問）の状況について（資料No.1）
- (2) 一関市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の専決処分について  
（資料No.2）
- (3) 行事報告及び行事予定について（資料No.3）

## 4 その他

- (1) 令和6年度学校教育行政の重点について（学力向上）（資料No.4）
- (2) その他

## 5 閉 会

第271回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第26号	一関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第27号	一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令の制定について
議案第28号	一関市立小中学校共同学校事務室設置規程の制定について
議案第29号	一関市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第30号	一関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第31号	一関市立小中学校学校評議員取扱規程を廃止する告示の制定について

議案第26号

一 関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

一 関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年12月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則

一関市立小中学校管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第5章の2 <u>事務の共同実施（第35条の2）</u></p> <p>第6章 <u>学校評議員（第36条）</u></p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第33条の規定に基づき、一関市立小中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第5章の2 <u>共同学校事務室（第35条の2）</u></p> <p>第6章 <u>削除</u></p> <p>第7章 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第33条の規定に基づき、一関市立小中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

(主幹)

第26条の2 [略]

2 主幹は、校長の監督を受け \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(事務長)

第26条の3 [略]

2 事務長は、校長の監督を受け、困難な  
\_\_\_\_\_  
事務をつかさどるとともに、共同実施組織を総括する。

(主任等)

第29条 学校に主任及び主任行政専門員を置くことができる。

2 主任及び主任行政専門員は、校長の監督を受け、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
事務をつかさどる。

#### 第5章の2 事務の共同実施

(事務の共同実施)

第35条の2 学校における事務の適正かつ効率的な処理を推進し、学校運営に関する支援の充実を図るため、共同実施組織を置く。

(主幹)

第26条の2 [略]

2 主幹は、校長の監督を受け、極めて高度の知識経験を必要とする事務をつかさどるほか、重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。

(事務長)

第26条の3 [略]

2 事務長は、校長の監督を受け、極めて高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる \_\_\_\_\_。

(専門幹)

第26条の4 学校に専門幹を置くことができる。

2 専門幹は、校長の監督を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、事務をつかさどる。

(主任等)

第29条 学校に主任及び主任行政専門員を置くことができる。

2 主任及び主任行政専門員は、校長の監督を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。

#### 第5章の2 共同学校事務室

(共同学校事務室)

第35条の2 法第47条の4の規定に基づき、学校に係る事務を共同処理するための組織として、共同学校事務室を置く。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第3号の規定による事務は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の服務、手当及び文書に関する事務
- (2) 学校財務に関する事務
- (3) 事務職員の人材育成に関する事務
- (4) その他学校経営及び学校教育充実のため共同学校事務室で行うこ

2 共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

第6章 学校評議員

(学校評議員)

第36条 学校に省令第49条(省令第79条において準用する場合を含む。)の規定により、学校評議員を置くことができる。

2 前項の学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

別表(第32条関係)

職員	職	職務
栄養職員	学校栄養職員	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
事務職員	<u>主任主事</u>	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	主事	
	行政専門員	
用務員		上司の命を受け、労務に従事する。

とが適当と認められる事務

3 共同学校事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第6章 削除

第36条 削除

別表(第32条関係)

職員	職	職務
栄養職員	学校栄養職員	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。
事務職員	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	行政専門員	
用務員		上司の命を受け、労務に従事する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

理由

共同学校事務室の設置規定の追加、職員に関する規定の修正など所要の改正をするもの。

議案第27号

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令の制定について

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令を次のとおり制定する。

令和6年12月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程を廃止する訓令

一関市立小中学校における事務の共同実施に関する規程（平成28年一関市教育委員会教育長訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

理由

市立小中学校に設置している事務の共同実施組織を令和7年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4の規定に基づく共同学校事務室に移行するため廃止するもの。

一関市立小中学校共同学校事務室設置規程の制定について

一関市立小中学校共同学校事務室設置規程を次のとおり制定する。

令和6年12月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立小中学校共同学校事務室設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一関市立小中学校管理運営規則（平成17年一関市教育委員会規則第13号）第35条の2第3項の規定に基づき、一関市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 共同学校事務室は、市立小中学校の事務職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 共同学校事務室に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4第2項に規定する室長として総括室長を置く。

3 共同学校事務室は、総括室長の本務校に設置する。

4 共同学校事務室に、一関A共同事務室、一関B共同事務室、一関C共同事務室、花泉藤沢共同事務室、大東共同事務室、千厩室根共同事務室及び川崎東山共同事務室を置き、各共同事務室に室長、副室長及び室員を置く。

5 前項の共同事務室が所掌する学校は、次の表のとおりとする。

共同事務室の名称	所掌する学校
一関A共同事務室	一関市立滝沢小学校、一関市立南小学校、一関市立弥栄小学校、一関市立萩荘小学校、一関市立一関中学校、一関市立一関東中学校、一関市立萩荘中学校
一関B共同事務室	一関市立山目小学校、一関市立赤萩小学校、一関市立巖美小学校、一関市立磐井中学校、一関市立巖美中学校
一関C共同事務室	一関市立一関小学校、一関市立中里小学校、一関市立舞川小学校、一関市立桜町中学校、一関市立舞川中学校
花泉藤沢共同事務室	一関市立花泉小学校、一関市立藤沢小学校、一関市立黄海小学校、一関市立花泉中学校、一関市立藤沢中学校
大東共同事務室	一関市立大原小学校、一関市立大東小学校、一関市立興田小学校、一関市立猿沢小学校、一関市立大東中学校
千厩室根共同事務室	一関市立千厩小学校、一関市立室根小学校、一関市立千厩中学校、一関市立室根中学校
川崎東山共同事務室	一関市立東山小学校、一関市立川崎小学校、一関市立東山中学校、一関市立川崎中学校

(任命等)

第3条 総括室長は、構成員のうちから、教育委員会が任命する。この場合において、構成員に主幹が配置されている場合は、主幹をもって総括室長に充てる。

- 2 総括室長は、共同事務室の室長を兼ねることができる。
- 3 総括室長に事故があるときは、教育長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 室長及び副室長は、各共同事務室が所掌する学校の事務職員のうちから教育委員会が任命する。

(職務)

第4条 総括室長は、共同学校事務室を代表し、組織を総括整理し、教育委員会との連絡調整を担い、外部との折衝を行う。

- 2 室長は、共同事務室の長として共同事務室を総括整理し、副室長及び室員を指導するとともに、所管事務を処理する。
- 3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、所管事務を処理する。
- 4 室員は、室長及び副室長の指導を受け、所管事務を処理する。

(専決事項)

第5条 一関市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成17年教育委員会教育長訓令第1号）第2条の規定により共同学校事務室の長に委任された事務については、室長の専決事項とする。ただし、次に掲げる事項については、専決させることはできない。

- (1) 重大又は異例に属する事項
  - (2) 紛議論争がある事項又は処理によって紛議論争が生ずるおそれがある事項
- 2 室長は、専決した事項について、必要に応じ、総括室長に報告しなければならない。

(協議会)

第6条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、一関市立小中学校共同学校事務室運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 総括室長
  - (2) 共同事務室の室長
  - (3) 小・中学校の校長及び副校長のうち教育委員会が選任した者
  - (4) 学校教育課長
- 3 協議会に会長を置き、学校教育課長をもって充てる。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を協議する。
  - (1) 共同学校事務室の運営及び業務に関すること。
  - (2) 共同処理による学校の管理運営の支援に関すること。
  - (3) その他学校事務に関すること。

(運営委員会)

第7条 共同学校事務室の運営及び業務について具体的に検討するため、協議会に一関市立小中学校共同学校事務室運営委員会を置く。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

理由

市立小中学校に設置している事務の共同実施組織を令和7年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4の規定に基づく共同学校事務室に移行するため制定するもの。





理由

共同学校事務室の設置に伴い所要の改正をするもの。

議案第30号

一 関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

一 関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

令和6年12月24日提出

一 関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一 関市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

一 関市教育委員会公印規程（平成17年一関市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公印の名称	書体	寸法	個数	保管者	公印の名称	書体	寸法	個数	保管者
[略]					[略]				
共同実施一関Aグループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織一関Aグループ総括	一関市立小中学校共同学校事務室総括室長印	〃	〃	1	一関市立小中学校共同学校事務室総括室長
共同実施一関Bグループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織一関Bグループ総括	一関A共同事務室長印	〃	〃	1	一関A共同事務室長
共同実施一関Cグループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織一関Cグループ総括	一関B共同事務室長印	〃	〃	1	一関B共同事務室長
共同実施花泉藤沢グループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織花泉藤沢グループ総括	一関C共同事務室長印	〃	〃	1	一関C共同事務室長
共同実施大東グループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織大東グループ総括	花泉藤沢共同事務室長印	〃	〃	1	花泉藤沢共同事務室長
共同実施千厩室根グループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織千厩室根グループ総括	大東共同事務室長印	〃	〃	1	大東共同事務室長
共同実施川崎東山グループ総括印	〃	〃	1	共同実施組織川崎東山グループ総括	千厩室根共同事務室長印	〃	〃	1	千厩室根共同事務室長
					川崎東山共同事務室長印	〃	〃	1	川崎東山共同事務室長

ループ総括印		東山グループ総括	長印		室長
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

理由

共同学校事務室の設置に伴い所要の改正をするもの。

議案第31号

一関市立小中学校学校評議員取扱規程を廃止する告示の制定について

一関市立小中学校学校評議員取扱規程を廃止する告示を次のとおり制定する。

令和6年12月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

一関市立小中学校学校評議員取扱規程を廃止する告示

一関市立小中学校学校評議員取扱規程（平成18年一関市教育委員会告示第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

理由

学校運営に関して協議する組織について、全ての市立小中学校において学校評議員から学校運営協議会に移行したことから廃止するもの。